

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準（以下「共通基準」という。）を定め、保険料についても特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定している。

この度、国から示された諸係数、東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえ、共通基準の基準保険料率を見直し、これに基づき令和8年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 令和8年度基準保険料率算定における基本的考え方

ア 子ども・子育て支援金制度の創設について

(ア) 令和8年度から徴収開始となる子ども・子育て支援金分（以下「子ども支援金分」という。）は、基礎分、後期支援金分、介護納付金分と同様に、特別区基準保険料率（統一保険料方式）を採用し、保険料率を設定する。

(イ) 子ども支援金分については、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）に係る均等割額は全額軽減となる。

イ 賦課割合について

(ア) 平成30年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を50:50とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。

(イ) イ(ア)の結果、東京都が示した所得係数に基づき算出した特別区の水準は、基礎分・後期支援金分・介護納付金分いずれも所得割58:均等割42、子ども支援金分は所得割57:均等割43であったため、この割合を賦課割合とする。

ウ 介護納付金分の所得割率統一について

介護納付金分の所得割率については、各区設定とされてきたが、令和6年度から統一の基準保険料率が定められることとされた。また、令和8年度までの期間は経過措置期間としており、令和8年度で所得割率の統一が達成される。

エ 特別区独自の負担抑制策について

(ア) 収納率による割戻しの未実施について

保険料の未納発生を考慮した収納率による割戻しを行わない（収納率を100%に見込む）ことにより、負担抑制している。

特別区の収納率は低く、割り戻した場合、保険料の大幅増につながるためである。なお、実際の収納率は100%ではないため、発生した未納分は、一般財源からの法定外繰入で補填(※)することとなる。

※法定外繰入（決算補填目的）について

・被保険者の負担軽減等のために一般財源を投入することは、国民健康保険の被保険者ではない区民の方との負担の公平性の観点から課題がある。

(イ) ロードマップ（激変緩和措置期間）の終了について

平成30年度の制度改革による納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和措置期間（6年間）にあわせ、納付金の94%を賦課総額に組み入れ、その割合を年1%ずつ引き上げるロードマップを作成し、負担抑制してきた（以下、この割合を「納付金組入率」という。）。

本ロードマップは、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通りに進めることが困難となり、当初計画から2年延長し、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする通常の保険料率を目指すこととした。令和8年度基準保険料率算定で、賦課総額に対する納付金組入率100%を達成し、これまで実施してきたロードマップによる負担抑制は解消される。

(3) 改定内容等

別紙1のとおり

(4) 参考資料

- ア 令和8年度特別区国民健康保険基準保険料率等の設定について（別紙2）
- イ 特別区国保における保険料率等の推移（別紙3）
- ウ 令和8年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙4）
- エ 確定係数により都が示す文京区の算定結果について（別紙5）

(5) 実施日

令和8年4月1日

2 国による国民健康保険制度等の改正について

(1) 趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）の公布等に伴い、必要な改正を行う。

(2) 改正内容等（別紙6）

- ア 基礎賦課額に係る賦課限度額の見直し
- イ 子ども・子育て支援金制度の創設
- ウ 国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の改定

令和8年度 特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		特別区の数值		〔参考〕 令和7年度
賦課割合	基礎分	所得割：均等割	58：42	所得割：均等割 61：39
	後期支援金分	所得割：均等割	58：42	所得割：均等割 61：39
	介護納付金分	所得割：均等割	58：42	所得割：均等割 62：38
	子ども支援金分	所得割：均等割	57：43	
賦課限度額	基礎分		67万円	66万円
	後期支援金分		26万円	同左
	介護納付金分		17万円	同左
	子ども支援金分		3万円	
保険料率	基礎分	所得割料率	7.51/100	7.71/100
		均等割額	47,600 円	47,300 円
	後期支援金分	所得割料率	2.80/100	2.69/100
		均等割額	17,600 円	16,800 円
	介護納付金分	所得割料率	2.43/100	2.23/100
		均等割額	17,800 円	16,600 円
子ども支援金分	所得割料率	0.27/100		
低所得者の 均等割額	基礎分	7割減額	14,280 円	14,190 円
		5割減額	23,800 円	23,650 円
		2割減額	38,080 円	37,840 円
	後期支援金分	7割減額	5,280 円	5,040 円
		5割減額	8,800 円	8,400 円
		2割減額	14,080 円	13,440 円
	介護納付金分	7割減額	5,340 円	4,980 円
		5割減額	8,900 円	8,300 円
		2割減額	14,240 円	13,280 円
	子ども支援金分	7割減額※	561 円	
		5割減額※	936 円	
		2割減額※	1,498 円	
未就学児の 均等割額	基礎分	7割減額世帯 (+1.5割減額)	7,140 円	7,095 円
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	11,900 円	11,825 円
		2割減額世帯 (+4割減額)	19,040 円	18,920 円
		低所得者軽減なし世帯	23,800 円	23,650 円
	後期支援金分	7割減額世帯 (+1.5割減額)	2,640 円	2,520 円
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	4,400 円	4,200 円
		2割減額世帯 (+4割減額)	7,040 円	6,720 円
		低所得者軽減なし世帯	8,800 円	8,400 円

※こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）に係る子ども支援金分均等割額は全額軽減となる。

令和 8 年度特別区国民健康保険基準保険料率等の設定について

令和 8 年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数、1 月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、令和 8 年 2 月の特別区長会で報告し、了承を得たところである。

1 令和 8 年度基準保険料率算定における基本的な考え方（8 年 2 月特別区長会了承事項）

【子ども・子育て支援金制度の創設】

令和 8 年度から徴収開始となる子ども・子育て支援金分（以下「子ども支援金分」という。）は、基礎分、後期支援金分、介護納付金分と同様に、特別区基準保険料率（統一保険料方式）を採用し、保険料率を設定する。

子ども支援金分については、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である者）に係る均等割額は全額軽減となる。未就学児の 5 割分は、公費負担とし、未就学児の残り 5 割分及び 6 歳以上 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前のこどもにかかる 10 割分は、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者に賦課される。

【賦課割合】

平成 30 年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を 50：50 とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とするとされた。

その結果、東京都が示した所得係数に基づき算出した特別区の水準は、基礎分、後期支援金分、介護納付金分のいずれも所得割 58：均等割 42、子ども支援金分は所得割 57：均等割 43 であったため、この割合を賦課割合とする。

【介護納付金分の所得割率統一について】

介護納付金分の所得割率については各区設定としてきたが、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことに鑑み、令和 6 年度から 23 区統一の基準保険料率を定めることとされた。また、令和 8 年度までの期間を経過措置期間としており、令和 8 年度で所得割率の統一が達成される。

【特別区独自の負担抑制策】

① 収納率による割戻しの未実施について

(令和8年度法定外繰入額：約151億円)

保険料の未納発生を考慮した収納率による割戻しを行わない(収納率を100%に見込む)ことにより、負担抑制している。

特別区の収納率は低く、割り戻した場合、保険料の大幅増につながるためである。なお、実際の収納率は100%ではないため、発生した未納分は、**一般財源からの法定外繰入で補填(※)**することとなる。

令和6年度決算に基づく標準的な収納率(基礎分)

文京区 95.60%、特別区 89.85%、都内市町村 95.33%

※法定外繰入(決算補填目的)について

- ・ 被保険者の負担軽減等のために一般財源を投入することは、国保の被保険者ではない区民の方との負担の公平性の観点から課題がある。
- ・ 現在、東京都国民健康保険連携会議で、都内保険料水準の完全統一に向けて、都・区市町村の調整を要する課題について検討中であり、完全統一に向けては、特別区の独自対応の解消が求められる。

② ロードマップ(激変緩和措置期間)の終了について

平成30年度の制度改革による納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和措置期間(6年間)にあわせ、納付金の94%を賦課総額に組み入れ、年1%ずつ引き上げるロードマップを作成し、負担抑制してきた(以下、この割合を「納付金組入率」という。)

本ロードマップは、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通り進まなかったため、令和6年2月の区長会総会において、当初から遅れた2年分を延長した。

⇒令和8年度基準保険料率算定で、賦課総額に対する納付金組入率100%を達成し、これまで実施してきたロードマップによる負担抑制は解消される。

年度	R 5	R 6	R 7	R 8
納付金組入率	97.3% (※)	98% (※)	99%	100%

(※) 令和5年度及び令和6年度の基礎分の納付金組入率は、更なる負担抑制のため、追加で一般財源を投入した結果、実質、令和5年度は納付金の90.3%、令和6年度は納付金の93.5%となっている。

2 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は 1,662,369 人と見込む。〔前年度比▲36,609 人 (▲2.2%)〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。
- | | |
|---------|----------------------------------------------------|
| 基礎分 | 200,456,175,116 千円〔前年度比▲5,372,386,642 千円 (▲2.68%)〕 |
| 後期支援金分 | 74,601,626,436 千円〔前年度比 2,017,047,766 千円増 (2.7%増)〕 |
| 介護納付金分 | 27,395,212,795 千円〔前年度比 1,317,460,843 千円増 (4.8%増)〕 |
| 子ども支援金分 | 7,025,270,151 千円 |
- ③ 賦課総額については、以下のとおりである。
- | | |
|---------|----------------------------------------------------|
| 基礎分 | 188,407,661,020 千円〔前年度比▲2,975,120,962 千円 (▲0.16%)〕 |
| 後期支援金分 | 70,001,354,063 千円〔前年度比 1,998,051,628 千円増 (2.85%増)〕 |
| 介護納付金分 | 25,928,553,529 千円〔前年度比 1,366,790,710 千円増 (5.27%増)〕 |
| 子ども支援金分 | 7,025,270,151 千円 |
- ④ 保険料算定の所得額については、令和7年度税制改正（給与所得控除の引上げ）の影響を加味しても、所得額・住民税額調査の結果からプラスの伸び率が見込まれるため、昨年度と同様、令和2年度以前に採用していた例年の伸び率である比0.5%増とする。

3 令和8年度基準保険料率（8年2月特別区長会了承事項）

① 基礎分・後期支援金分

- | | |
|--------------|--------------------------------------------------------|
| (1) 1人当たり保険料 | 155,447 円〔前年度比 2,774 円増 (1.82%増)〕 |
| (2) 所得割率 | 10.31%〔前年度比▲0.09 ポイント〕 |
| (3) 均等割額 | 65,200 円〔前年度比 1,100 円増 (1.68%)〕 |
| (4) 賦課限度額 | 93 万円〔基礎分 67 万円 (前年度 66 万円)、
後期支援金分 26 万円 (前年度と同額)〕 |

② 介護納付金分

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 1人当たり保険料 | 42,609 円〔前年度比 3,044 円増 (7.69%増)〕 |
| (2) 所得割率 | 2.43%〔前年度比 0.18 ポイント増〕 |
| (3) 均等割額 | 17,800 円〔前年度比 1,200 円増 (6.74%増)〕 |
| (4) 賦課限度額 | 17 万円〔前年度と同額〕 |

③ 子ども支援金分（令和8年度から新設）

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 1人当たり保険料 | 4,227 円 |
| (2) 所得割率 | 0.27% |
| (3) 均等割額 | 1,800 円 |
| 均等割額（18歳以上） | 73 円 |
| (4) 賦課限度額 | 3 万円 |

特別区国保における保険料率等の推移

【基礎分&後期支援金分】

		令和8年度 (案)		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度		
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42		
保 険 料 率 等	所得割率	10.31%		10.40%		11.49%		9.59%		9.44%		
	基礎分	支援金分	7.51%	2.80%	7.71%	2.69%	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%
	均等割額		65,200円		64,100円		65,600円		60,100円		55,300円	
	基礎分	支援金分	47,600円	17,600円	47,300円	16,800円	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円
	賦課限度額		930,000円		920,000円		890,000円		870,000円		850,000円	
	基礎分	支援金分	670,000円	260,000円	660,000円	260,000円	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円
1人当たり保険料		155,447円		152,673円		156,520円		143,363円		131,813円		
基礎分	支援金分	113,337円	42,110円	112,646円	40,027円	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	2,774円		▲3,847円		13,157円		11,550円		6,824円		
	率	1.82%		▲2.46%		9.18%		8.76%		5.46%		

【介護納付金分】

		令和8年度 (案)		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42	
保 険 料 率 等	均等割額	17,800円		16,600円		16,500円		16,200円		16,600円	
	賦課限度額		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円
1人当たり保険料		42,609円		39,565円		39,499円		38,808円		39,567円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	3,044円		66円		691円		▲759円		▲1,312円	
	率	7.69%		0.17%		1.78%		▲1.92%		▲3.21%	

【子ども支援金分】

		令和8年度 (案)		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		57：43		-		-		-		-	
保 険 料 率 等	均等割額	1,800円		-		-		-		-	
	均等割額 (18歳以上)	73円		-		-		-		-	
	賦課限度額		30,000円		-		-		-		-
1人当たり保険料		4,227円		-		-		-		-	

令和8年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	8年度 基準保険料率 (内訳)			7年度 基準保険料
	58:42	58:42	58:42	58:42
	基礎+後期分	基礎分	後期分	基礎+後期分
所得割率	10.31%	7.51%	2.80%	10.40%
均等割額	65,200	47,600	17,600	64,100
1人当たり保険料額	155,447	113,337	42,110	152,673
賦課限度額	930,000	670,000	260,000	920,000

基礎分・後期支援金分

※年金収入153万円及び給与収入108万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)・1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
7年度基準保険料[a](基礎+後期)		19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259	
8年度	保険料 (基礎+後期)	所得割分	0	0	48,457	151,557	236,614	323,218	410,853	498,488	589,216	687,161
		均等割分	19,560	19,560	52,160	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200
	保険料[b](基礎+後期)	19,560	19,560	100,617	216,757	301,814	388,418	476,053	563,688	654,416	752,361	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	330	330	457	-223	-965	-1,721	-2,486	-3,251	-4,043	-4,898	
	対前年度比[b]/[a]	1.017	1.017	1.005	0.999	0.997	0.996	0.995	0.994	0.994	0.994	

均等割軽減 ⑦:-45,640 ⑦:-45,640 ②:-13,040

②年金受給者(65歳以上)・2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
7年度基準保険料[a](基礎+後期)		38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359	
8年度	保険料 (基礎+後期)	所得割分	0	0	48,457	151,557	236,614	323,218	410,853	498,488	589,216	687,161
		均等割分	39,120	39,120	65,200	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400
	保険料[b](基礎+後期)	39,120	39,120	113,657	281,957	367,014	453,618	541,253	628,888	719,616	817,561	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	660	660	677	877	135	-621	-1,386	-2,151	-2,943	-3,798	
	対前年度比[b]/[a]	1.017	1.017	1.006	1.003	1.000	0.999	0.997	0.997	0.996	0.995	

均等割軽減 ⑦:-91,280 ⑦:-91,280 ⑤:-65,200

③給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](基礎+後期)		—	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580	—	
8年度	保険料 (基礎+後期)	所得割分	0	91,759	163,929	240,223	322,703	405,183	491,787	584,577	682,522	785,622
		均等割分	19,560	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200
	保険料[b](基礎+後期)	19,560	156,959	229,129	305,423	387,903	470,383	556,987	649,777	747,722	850,822	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	—	299	-331	-997	-1,717	-2,437	-3,193	-4,003	-4,858	—	
	対前年度比[b]/[a]	—	1.002	0.999	0.997	0.996	0.995	0.994	0.994	0.994	—	

均等割軽減 ⑦:-45,640

④給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](基礎+後期)		—	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680	—	
8年度	保険料 (基礎+後期)	所得割分	0	91,759	163,929	240,223	322,703	405,183	491,787	584,577	682,522	785,622
		均等割分	39,120	104,320	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400
	保険料[b](基礎+後期)	39,120	196,079	294,329	370,623	453,103	535,583	622,187	714,977	812,922	916,022	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	—	959	769	103	-617	-1,337	-2,093	-2,903	-3,758	—	
	対前年度比[b]/[a]	—	1.005	1.003	1.000	0.999	0.998	0.997	0.996	0.995	—	

均等割軽減 ⑦:-91,280 ②:-26,080

⑤給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](基礎+後期)		—	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530	—	
8年度	保険料 (基礎+後期)	所得割分	0	91,759	163,929	240,223	322,703	405,183	491,787	584,577	677,367	770,157
		均等割分	48,900	81,500	130,400	163,000	163,000	163,000	163,000	163,000	163,000	163,000
	保険料[b](基礎+後期)	48,900	173,259	294,329	403,223	485,703	568,183	654,787	747,577	840,367	923,160	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	—	574	769	653	-67	-787	-1,543	-2,353	-3,163	—	
	対前年度比[b]/[a]	—	1.003	1.003	1.002	1.000	0.999	0.998	0.997	0.996	—	

均等割軽減 ⑦:-136,920 ⑤:-97,800 ②:-39,120

令和8年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	8年度 基準保険料率 (参考)				7年度 基準保険料
	58:42	58:42	58:42	57:43	58:42
	介護分	基礎分	後期分	子ども分	介護分
所得割率	2.43%	7.51%	2.80%	0.27%	2.25%
均等割額	17,800	47,600	17,600	1,800	16,600
1人当たり保険料額	42,609	113,337	42,110	4,227	39,565
賦課限度額	170,000	670,000	260,000	30,000	170,000

介護納付金分

※給与収入108万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](介護)		—	36,625	52,375	69,025	87,025	105,025	123,925	144,175	165,550	—	
8年度	保険料(介護分)	所得割分	0	21,627	38,637	56,619	76,059	95,499	115,911	137,781	160,866	185,166
		均等割分	5,340	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800
	保険料[b](介護分)	5,340	39,427	56,437	74,419	93,859	113,299	133,711	155,581	170,000	170,000	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	—	2,802	4,062	5,394	6,834	8,274	9,786	11,406	4,450	—	
	対前年度比[b]/[a]	—	1.077	1.078	1.078	1.079	1.079	1.079	1.079	1.079	1.027	—

均等割軽減 ⑦:-12,460

②給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(40歳)＋配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](介護)		—	46,585	68,975	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	—	
8年度	保険料(介護分)	所得割分	0	21,627	38,637	56,619	76,059	95,499	115,911	137,781	160,866	185,166
		均等割分	10,680	28,480	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600
	保険料[b](介護分)	10,680	50,107	74,237	92,219	111,659	131,099	151,511	170,000	170,000	170,000	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	—	3,522	5,262	6,594	8,034	9,474	10,986	9,225	0	—	
	対前年度比[b]/[a]	—	1.076	1.076	1.077	1.078	1.078	1.078	1.078	1.057	1.000	—

均等割軽減 ⑦:-24,920 ②:-7,120

③給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(40歳)＋配偶者(40歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](介護)		—	36,625	62,335	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	—	
8年度	保険料(介護分)	所得割分	0	21,627	38,637	56,619	76,059	95,499	115,911	137,781	159,651	181,521
		均等割分	10,680	17,800	28,480	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600
	保険料[b](介護分)	10,680	39,427	67,117	92,219	111,659	131,099	151,511	170,000	170,000	170,000	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	—	2,802	4,782	6,594	8,034	9,474	10,986	9,225	0	—	
	対前年度比[b]/[a]	—	1.077	1.077	1.077	1.078	1.078	1.078	1.078	1.057	1.000	—

均等割軽減 ⑦:-24,920 ⑤:-17,800 ②:-7,120

④給与所得者(65歳未満)・4人世帯

〔世帯主(40歳)＋配偶者(40歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)＋子(1歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](介護)		—	36,625	62,335	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	—	
8年度	保険料(介護分)	所得割分	0	21,627	38,637	56,619	76,059	95,499	115,911	137,781	159,651	181,521
		均等割分	10,680	17,800	28,480	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600
	保険料[b](介護分)	10,680	39,427	67,117	92,219	111,659	131,099	151,511	170,000	170,000	170,000	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	—	2,802	4,782	6,594	8,034	9,474	10,986	9,225	0	—	
	対前年度比[b]/[a]	—	1.077	1.077	1.077	1.078	1.078	1.078	1.078	1.057	1.000	—

均等割軽減 ⑦:-24,920 ⑤:-17,800 ②:-7,120

令和8年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	8年度 基準保険料率 (参考)				7年度 基準保険料
	57:43	58:42	58:42	58:42	—
	子ども分	基礎分	後期分	介護分	子ども分
所得割率	0.27%	7.51%	2.80%	2.43%	—
均等割額	1,800	47,600	17,600	17,800	—
均等割額(18歳以上)	73				—
1人当たり保険料額	4,227	113,337	42,110	42,609	—
賦課限度額	30,000	670,000	260,000	170,000	—

子ども支援金分

※年金収入153万円及び給与収入108万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)・1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
8年度	7年度基準保険料〔a〕(子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保険料(子ども)	所得割分	0	0	1,269	3,969	6,196	8,464	10,759	13,054	15,430	17,995
		均等割分	540	540	1,440	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		均等割分(18歳以上)	21	21	58	73	73	73	73	73	73	73
	保険料〔b〕(子ども)	540	540	2,709	5,769	7,996	10,264	12,559	14,854	17,230	19,795	
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	対前年度比〔b〕/〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

均等割軽減 ⑦:-1,260 ⑦:-1,260 ②:-360

②年金受給者(65歳以上)・2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
8年度	7年度基準保険料〔a〕(子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保険料(子ども)	所得割分	0	0	1,269	3,969	6,196	8,464	10,759	13,054	15,430	17,995
		均等割分	1,080	1,080	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		均等割分(18歳以上)	42	42	72	146	146	146	146	146	146	146
	保険料〔b〕(子ども)	1,080	1,080	3,069	7,569	9,796	12,064	14,359	16,654	19,030	21,595	
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	対前年度比〔b〕/〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

均等割軽減 ⑦:-2,520 ⑦:-2,520 ⑤:-1,800

③給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
8年度	7年度基準保険料〔a〕(子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保険料(子ども)	所得割分	0	2,403	4,293	6,291	8,451	10,611	12,879	15,309	17,874	20,574
		均等割分	540	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		均等割分(18歳以上)	21	73	73	73	73	73	73	73	73	73
	保険料〔b〕(子ども)	540	4,203	6,093	8,091	10,251	12,411	14,679	17,109	19,674	22,374	
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	対前年度比〔b〕/〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

均等割軽減 ⑦:-1,260

④給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
8年度	7年度基準保険料〔a〕(子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保険料(子ども)	所得割分	0	2,403	4,293	6,291	8,451	10,611	12,879	15,309	17,874	20,574
		均等割分	1,080	2,880	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		均等割分(18歳以上)	42	116	146	146	146	146	146	146	146	146
	保険料〔b〕(子ども)	1,080	5,283	7,893	9,891	12,051	14,211	16,479	18,909	21,474	24,174	
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	対前年度比〔b〕/〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

均等割軽減 ⑦:-2,520 ②:-720

⑤給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
8年度	7年度基準保険料〔a〕(子ども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保険料(子ども)	所得割分	0	2,403	4,293	6,291	8,451	10,611	12,879	15,309	17,739	20,169
		均等割分	1,080	1,800	2,880	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		均等割分(18歳以上)	42	72	116	146	146	146	146	146	146	146
	保険料〔b〕(子ども)	1,080	4,203	7,173	9,891	12,051	14,211	16,479	18,909	21,339	23,769	
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	対前年度比〔b〕/〔a〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

均等割軽減 ⑦:-3,780 ⑤:-2,700 ②:-1,080

確定係数により都が示す文京区の算定結果について

1 納付金額の比較

単位:円

		基礎分	後期支援金分	介護納付金分	子ども支援金分	合計
令和7年度		5,179,160,371	1,832,480,494	628,850,222		7,640,491,087
令和8年度		5,096,079,152	1,899,790,453	650,775,591	178,696,291	7,825,341,487
前年度との差	金額	▲ 83,081,219	67,309,959	21,925,369	178,696,291	184,850,400
	率	▲ 1.60%	3.67%	3.49%		2.42%

2 一人当たり納付金額の比較

単位:円

		基礎分	後期支援金分	介護納付金分	子ども支援金分	合計
令和7年度		134,825	47,703	48,247		230,775
令和8年度		132,825	49,516	51,270	4,658	238,269
前年度との差	金額	▲ 2,000	1,813	3,023	4,658	7,494
	率	▲ 1.48%	3.80%	6.27%		3.25%

3 一人当たり保険料額の比較

単位:円

		基礎分	後期支援金分	介護納付金分	子ども支援金分	合計
令和7年度		120,290	43,349	43,918		207,557
令和8年度		119,209	45,043	46,885	4,658	215,795
前年度との差	金額	▲ 1,081	1,694	2,967	4,658	8,238
	率	▲ 0.90%	3.91%	6.76%		3.97%

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した数値であり、実際の保険料とは異なる
 ※令和7年度は、基礎分・後期支援金分・介護納付金分のみ

4 標準保険料率の比較

	基礎分		後期支援金分		介護納付金分		子ども支援金分		
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	均等割(円) 18歳以上
令和7年度	7.89	48,261	2.86	17,217	2.35	17,104			
令和8年度	7.72	48,104	2.90	17,933	2.48	18,084	0.30	1,890	82
前年度との差	▲ 0.17	▲ 157	0.04	716	0.13	980	0.30		1,972
		▲ 0.33%		4.16%		5.73%			

※上記数値は、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なる

※令和7年度は、基礎分・後期支援金分・介護納付金分のみ

国による国民健康保険制度の改正について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）が公布されたこと等に伴い、文京区国民健康保険条例（昭和 34 年 11 月文京区条例第 42 号）の改正手続きを行う。

改正の概要

1 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の見直し

(1) 概要

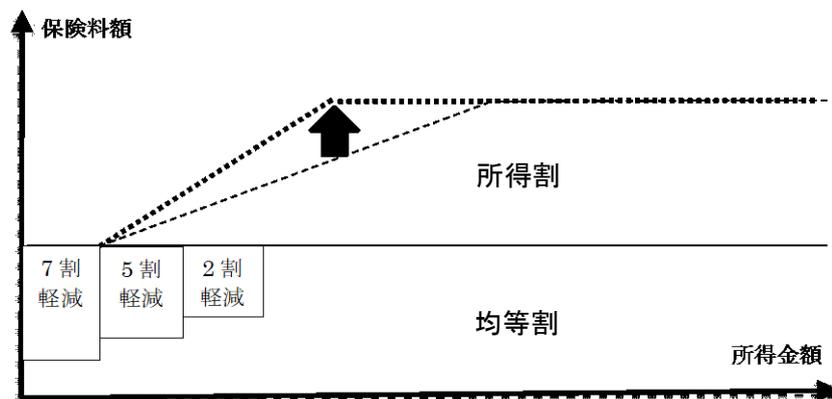
医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料の引上げにより必要な保険料を確保することとすれば、中間所得層の負担が重くなる（【イメージ図①】参照）。

したがって、国民健康保険料の賦課限度額を引上げることで、高所得者層により多く負担いただくことになるものの、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる（【イメージ図②】参照）。

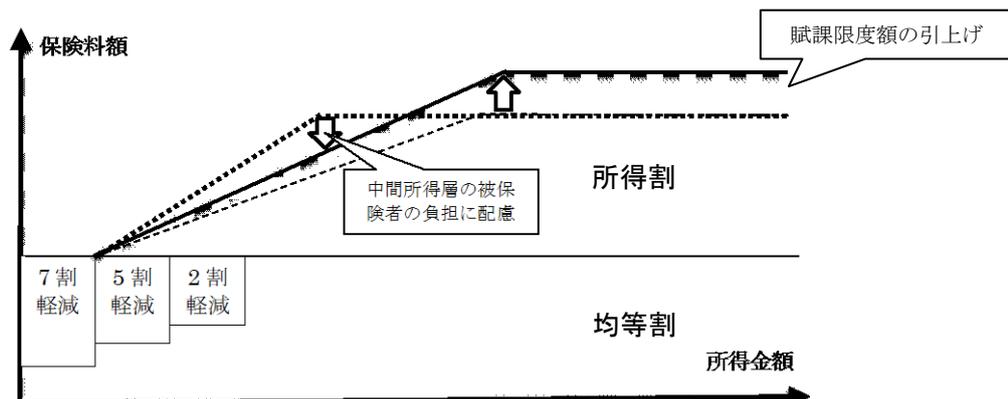
(2) 改正内容

基礎賦課額に係る賦課限度額を 67 万円（現行 66 万円）に引上げる。

【イメージ図①】医療費の増により確保すべき保険料収入額が増加した場合において、保険料率引上げを行った場合



【イメージ図②】保険料率及び賦課限度額の引上げを行った場合



2 子ども・子育て支援金制度の創設

(1) 制度の趣旨

少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度に創設される（令和10年度にかけて段階的に構築）。

(2) 概要

政府は児童手当拡充などの支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収する。

子ども・子育て支援金（以下、「子ども支援金」という。）は、法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるもので、医療保険料と区分された仕組みである。

子ども支援金の法的性格は保険料として整理され、医療保険者は支援金に係る料率を設定する（令和8年度から賦課・徴収を開始）。

3 保険料軽減に係る所得判定基準の見直し

(1) 概要

経済動向等を踏まえ、保険料減額の対象世帯に係る所得判定基準を見直す。

	所得判定基準	
	現行	改正後
7割減額	基礎控除額 43 万円+10 万円×（給与所得者等の数－1）	同左
5割減額	基礎控除額 43 万円+ 30.5 万円 ×被保険者数+10 万円×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額 43 万円+ 31 万円 ×被保険者数+10 万円×（給与所得者等の数－1）
2割減額	基礎控除額 43 万円+ 56 万円 ×被保険者数+10 万円×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額 43 万円+ 57 万円 ×被保険者数+10 万円×（給与所得者等の数－1）